

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループでは、健全で持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけており、「健全で利益ある経営」を実現するための重要施策として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社取締役会では、当社グループの事業に精通した取締役と、独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めています。また、社外監査役を含む監査役による監査を通して、取締役の職務執行の適法性、効率性、合理性、意思決定プロセスの妥当性等を厳正に監視・検証し、経営に対する監査機能の充実に努めています。

当社グループでは、コンプライアンスの基本原則を『YOKOGAWA グループ企業行動規範』として定めており、取締役が率先して企業倫理の遵守と浸透にあたっています。また、財務報告の信頼性の確保及び意思決定の適正性の確保などを含めた『YOKOGAWA グループ内部統制システム』を定めており、当社グループの業務が適正かつ効率的に実施されることを確保するための内部統制システムとして整備しています。内部統制システムの有効性について、内部監査担当部署が年間計画に基づき内部監査を実施し、重要な事項について取締役会及び監査役に報告しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	22,697,000	8.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	17,147,200	6.99
日本生命保険相互会社	14,284,615	5.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,589,400	5.06
横河電機持株会	8,252,925	3.07
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほコーポレート銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	6,643,990	2.47
東京海上日動火災保険株式会社	4,694,936	1.75
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	4,617,010	1.72
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505225	4,131,512	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,052,100	1.51

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	50社以上100社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の連結子会社のうち、国際チャート株式会社は大阪証券取引所(JASDAQ市場、証券コード 3956)に上場しています。

同社は、当社との間で同社が製造・販売する記録紙の取引がありますが、同社の売上に占める当社以外への売上の割合が高く、独立した事業展開をしています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
内藤 正久	他の会社の出身者				○				○	
棚橋 康郎	他の会社の出身者				○				○	
勝俣 宣夫	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
内藤 正久	<p>当社独立役員 (財)日本エネルギー経済研究所 理事長(現任) 日本工営(株) 社外取締役(現任) エスペック(株) 社外取締役(現任)</p> <p>同氏は、平成15年6月より当社社外取締役を務めています。</p> <p>当社と同氏は損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。</p>	<p>(選任理由) 内藤氏は、旧通商産業省の産業政策局長や伊藤忠商事(株)の代表取締役副社長、また、米国デュポン社などグローバル企業において社外取締役を務めるという経歴を有しています。これらの豊富な経験を活かし、経営全般について提言いただくことにより、経営の妥当性、客観性、透明性を向上させるため選任しています。</p> <p>(独立役員として選任した理由) 同氏は当社と特別な利害関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れがないことから、平成22年3月30日開催の取締役会において独立役員に選任しました。</p>
棚橋 康郎	<p>当社独立役員 (株)インターネットイニシアティブ 社外取締役(現任) (株)村田製作所 社外取締役(現任) 燦ホールディングス(株) 社外取締役(現任)</p> <p>同氏は、平成19年6月より当社社外取締役を務めています。</p> <p>当社と同氏は損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。</p>	<p>(選任理由) 棚橋氏は新日本製鐵(株)の常務取締役、新日鉄ソリューションズ(株)の代表取締役社長や(株)村田製作所等の社外取締役を務めるという経歴を有しています。これらの豊富な経験に基づく、経営者としての高い見識と、新事業の立上げ・展開に基づく広い視野を活かし、経営全般について提言いただくことにより、経営の妥当性、客観性、透明性を向上させるため選任しています。</p> <p>(独立役員として選任した理由) 同氏は当社と特別な利害関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れがないことから、平成22年3月30日開催の取締役会において独立役員に選任しました。</p>
	<p>当社独立役員 丸紅(株) 取締役会長(現任) サッポロホールディングス(株) 社外取締役(現任)</p>	<p>(選任理由) 勝俣氏は、丸紅(株)の代表取締役社長やサッポロホールディングス(株)の社外取締役を務めるなどの経歴を有しています。これらの経歴に基づく、経営者としての高い見識と経営構造改革の豊富な経験を活かし、経営全般について</p>

勝俣 宣夫	<p>同氏は、平成21年6月より当社社外取締役を務めています。</p> <p>当社と同氏は損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。</p>	<p>て提言いただくことにより、経営の妥当性、客観性、透明性を向上させるため選任しています。</p> <p>(独立役員として選任した理由) 同氏は当社と特別な利害関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れがないことから、平成22年3月30日開催の取締役会において独立役員に選任しました。</p>
-------	--	--

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

内藤氏は、平成22年3月期(FY09)開催の取締役会14回のうち14回に出席しています。
 棚橋氏は、平成22年3月期(FY09)開催の取締役会14回のうち13回に出席しています。
 勝俣氏は、平成21年6月29日の就任後開催された取締役会10回のうち8回に出席しています。

取締役会においては、いずれの社外取締役からも毎回様々な指摘・提言があり、活発な議論が展開されています。取締役会では意思決定規程に従い付議される、当社グループの経営計画や投資案件等の重要事項を審議するほか、有価証券報告書、事業報告、決算短信等の法定開示・制度的開示情報の公表に際しその詳細を確認しています。これらの判断を的確に行うため、業務執行の最高意思決定機関である経営会議での承認、報告事項や、事業戦略、競合他社の状況、市場の動向等についても取締役会等において、代表取締役社長他が社外取締役にに対し定期的に報告を行ない、社外取締役から様々な有益な提言を受けています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人と定例会合を実施し、期中監査の状況及び決算に関する状況などについて情報交換をはかっています。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門と定例会合を実施し、内部統制システムの構築・運用の状況について情報交換をはかっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
引馬 滋	他の会社の出身者				○				○	
池田 輝彦	他の会社の出身者			○	○				○	
壺岐 浩一	他の会社の出身者			○		○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
引馬 滋	<p>当社独立役員 一般社団法人 CRD協会 代表理事会長（現任） 旭硝子(株) 社外監査役（現任）</p> <p>同氏は、平成16年6月より当社社外監査役を務めています。</p> <p>当社と同氏は損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500</p>	<p>(選任理由) 引馬氏は、日本銀行 理事、(株)ジャスダック証券取引所の社外取締役を務めるなどの経歴を有しています。これらの豊富な経験に基づく、企業財務に関する深い知識と洞察力及び豊富な経験に基づく高い見識を当社の監査に反映するため選任しています。</p> <p>(独立役員として選任した理由) 同氏は当社と特別な利害関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れがないことから、平成</p>

	万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。	22年3月30日開催の取締役会において独立役員に選任しました。
池田 輝彦	みずほ信託銀行(株) 取締役会長(現任) (株)エフエム東京 社外監査役(現任) 同氏は、平成20年6月より当社社外監査役を務めています。 当社と同氏は損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。	(選任理由) 池田氏は、(株)みずほコーポレート銀行 取締役副頭取、みずほ信託銀行 取締役社長、また、(株)エフエム東京の社外監査役を務めるなどの経歴を有しています。これらの豊富な経験に基づく、経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識を当社の監査に反映するため選任しています。 (独立役員として選任していない理由) 同氏は、社外監査役として中立的な立場から実効性のある監査を実施していますが、過去に当社と取引関係のあるみずほフィナンシャルグループの業務執行者であったことから独立役員として選任していません。
壺岐 浩一	DIAMアセットマネジメント(株) 代表取締役会長(現任) 同氏は、平成20年6月より当社社外監査役を務めています。 当社と同氏は損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。	(選任理由) 壺岐氏は、第一生命保険(相) 代表取締役副社長、(株)第一ビルディング 代表取締役社長を務めるなどの経歴を有しています。これらの豊富な経験に基づく、経営者の観点及び人財マネジメントに関する深い知識と洞察力を当社の監査に反映するため選任しています。 (独立役員として選任していない理由) 同氏は、社外監査役として中立的な立場から実効性のある監査を実施していますが、過去に当社大株主の第一生命保険(相)の業務執行者であったことから独立役員として選任していません。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

引馬氏は、平成22年3月期(FY09)開催の取締役会14回のうち13回に、また、監査役会16回のうち15回に出席しています。
池田氏は、平成22年3月期(FY09)開催の取締役会14回のうち12回に、また、監査役会16回のうち15回に出席しています。
壺岐氏は、平成22年3月期(FY09)開催の取締役会14回のうち12回に、また、監査役会16回のうち13回に出席しています。

取締役会においては、いずれの社外監査役からも毎回様々な指摘・提言があり、活発な議論が展開されています。取締役会では意思決定規程に従い付議される、当社グループの経営計画や投資案件等の重要事項の適法性監査のほか、有価証券報告書、事業報告、決算短信等の法定開示・制度的開示情報の公表に際し、取締役会メンバーとしてその詳細を確認しています。これら監査を的確に行うため、監査役会において、常勤監査役が社外監査役に対し、業務執行の最高意思決定機関である経営会議における討議内容を報告するなど、必要な情報を提供しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	
取締役及び執行役員に対して業績連動型報酬制度を導入しています。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示
該当項目に関する補足説明 更新	

当社が、平成22年3月期(FY09)に支払った取締役及び監査役に対する報酬等の総額は以下のとおりです。
取締役 10名 3億38百万円(うち社外取締役 3名 29百万円) 監査役 6名 89百万円(うち社外監査役 3名 32百万円)
注1. 上記には、平成21年6月29日開催の第133回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいます。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第131回定時株主総会において年額12億円以内(但し、使用人給与は含まない。)と決議されています。
4. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第128回定時株主総会において年額1億50百万円以内と決議されています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会・監査役会の年間開催スケジュールを事前(前事業年度 1月)に確定することによって、社外取締役・社外監査役ができる限り出席できる体制を整備しています。

臨時取締役会の開催に備え、書面決議を行える体制としています。

取締役会資料は、原則として事前に配布し、十分な検討時間を確保しています。また、決議事項のうち特に重要な案件については取締役会に先立ち事前説明を行うほか、決議を行う当該取締役会に先立つ取締役会において十分な議論の時間をとることとしています。

社外取締役及び社外監査役には経営会議の資料も送付しています。

有価証券報告書・事業報告・決算短信等の法定開示資料、アニュアルレポート・株主向け報告書、プレスリリース等の非法定開示資料、また、社内報、マスコミ掲載記事、証券アナリストの発行するレポート等の情報提供を行っています。

監査役室を設置し、取締役から独立した専任のスタッフを2名配置しています。社外監査役については同室が活動をサポートしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

取締役会

取締役会は、独立社外取締役3名を含む8名で構成され、原則月に1度開催しています。経営に関する意思決定機関として、グループ全体の経営方針・経営戦略の立案と業務執行の監視・監督を行っています。取締役の職務執行に関する規定を整備し、社外取締役を含む各取締役は取締役会を構成する取締役として、業務執行に関する監督責任を負う体制を整備しています。取締役数を15名以内とする旨を定款に定め、また、株主の信任に裏づけられた経営を実践するため、取締役の任期は1年としています。

監査役会

監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役3名の計5名で構成され、原則月に1度開催しています。監査役は重要監査項目を定めた年間計画に基づき、監査役監査を実施しています。監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議に出席するほか、内部監査担当部署及びコンプライアンス体制の推進担当部署との定例会合を実施し、内部監査の実施状況、コンプライアンス教育の実施状況及び内部通報制度の運用状況について情報交換を図っています。また、代表取締役社長、経営監査担当部署、企業倫理担当部署、会計監査人とも定期的な意見交換を行っています。

経営会議

取締役会は、意思決定の迅速化を図るため、業務執行にかかる意思決定を経営会議へ権限委譲しています。経営会議は、社長、部門の長、常勤監査役で構成され、原則月に1度開催しています。また、全ての決議内容は取締役会に報告しています。

会計監査人

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しています。平成22年3月期(FY09)において、会計監査業務を執行した公認会計士等の内容は以下のとおりです。

会計監査業務を執行した公認会計士: 菅原邦彦、海老原一郎、渡辺雅子

会計監査業務にかかる補助者の構成: 公認会計士 9名、その他 8名

平成22年3月期(FY09)における会計監査人に対する報酬額は以下のとおりです。

会計監査人の報酬等の額: 1億14百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額: 1億64百万円

現状の体制を採用している理由

監査役設置会社である当社においてコーポレート・ガバナンスの実効性を確保するためには、監査機能の充実及び取締役会における透明性・客観性・妥当性の確保が必須と考えております。監査機能の充実という点では、監査役会を常勤監査役2名、社外監査役3名の計5名の構成とすることで、取締役の職務執行の適法性、効率性、合理性、意思決定のプロセスの妥当性などを厳正に監視・検証する体制を構築しています。また、取締役会における透明性・客観性・妥当性の確保では、取締役8名のうち3名を独立社外取締役とすることによって、株主をはじめとしたステークホルダーと経営者との利益相反行為が防止される体制とするなど、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。今後も、この方針に従いコーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ってまいります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則、株主総会の3週間前に発送しています。第134回定時株主総会の招集通知は平成22年6月4日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第134回 定時株主総会は、平成22年6月25日(金)に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	第128回 定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を実施しています。 第130回 定時株主総会より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム(ICJ)に参加しています。
その他	当社は、「開かれた株主総会」を開催することを基本方針としています。当社ホームページに、招集通知・英文招集通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向けに会社説明会を実施しているほか、電子メールで情報発信を行っています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎決算発表後、証券アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州・北米・東南アジア等を定期的に訪問しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.yokogawa.co.jp/cp/ir/index.htm ホームページに掲載している投資者むけ情報：決算短信・有価証券報告書・アナリスト説明会資料・東証開示資料・招集通知・決算説明会／株主総会音声配信	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員：取締役 専務執行役員 経営管理本部長 八木 和則 IR事務連絡責任者：広報・IR室長 市瀬 裕介 IR担当部署：広報・IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	YOKOGAWAグループ企業行動規範の中で、お客様、株主、地域や社会、購買先、競争会社、政治や行政、従業員等のステークホルダーに対する基本姿勢を定め、当社ホームページに公開しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR担当部署を設置し、環境保全活動及びCSR活動を積極的に展開しています。また活動報告は、当社ホームページに公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	YOKOGAWAグループ企業行動規範に基づき、ステークホルダーに対するディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに公開しています。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制についての決定内容は以下のとおりです。

会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項に基づき、以下のとおり、YOKOGAWAグループ内部統制システムを整備しています。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスの基本原則を、『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定めています。取締役は、これを優先し、企業倫理の遵守と浸透にあっています。
 - ・グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対応のために、企業倫理担当部署を設置しています。
 - ・取締役会における意思決定は、『取締役会規程』『意思決定規程』に基づいて行っています。社外取締役を含む各取締役は、取締役会を構成する取締役として、業務執行に関する監督責任を負っています。社外監査役を含む監査役は、取締役の職務の執行に対して、『監査役監査基準』『監査役会規程』に基づく監査役監査を実施しています。
2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・『取締役会規程』『意思決定規程』に基づき、取締役会における審議の充実と、経営会議などの取締役会以外の意思決定機関への権限委譲を図っています。
 - ・全社的な経営目標を定め、目標達成のための取り組みをレビューしています。単年度の経営目標については、組織毎に四半期単位でレビューし、年間目標の達成に向けた活動を展開しています。取締役会は、これらの経営目標の達成状況の報告を受け、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの活動を指示し、目標達成に向けて全社としての効率性を追求する仕組みを展開しています。また、経営目標の達成状況をリアルタイムで把握・報告・活用するために、経営情報システムの整備に努めています。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・『取締役会規程』『伝達ならびに文書管理規程』『文書管理規則』に基づき、議事録及び保存すべき情報に関するルールと管理体制を定めています。
 - ・『秘密情報管理規程』『インサイダー取引防止に関する規程』に基づき、情報の機密性の区分に関するルールと管理体制を定めています。また、グループで業務に従事する者に対して、秘密保持に関する誓約を求めています。
4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループで業務に従事する者が取るべき行動を、『YOKOGAWAグループコンプライアンスガイドライン』として定めています。この中で、反社会的勢力とは一切係わり合いを持たず毅然とした対応を取ることを定めています。
 - ・代表取締役社長が法令等遵守の重要性を繰り返し伝えらるとともに、企業倫理担当部署が中心となってコンプライアンスに関する教育を展開しています。
 - ・グループで業務に従事する者には、コンプライアンス違反行為、または違反の恐れがあると疑われる行為を認識した場合に、内部通報義務があることを『内部通報・相談規則』として定めています。また、そのための内部通報窓口を設置しています。
 - ・コンプライアンスの徹底状況について、企業倫理担当部署がモニタリングを実施し、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・『企業倫理システム』、『意思決定システム』、『業務マネジメントシステム』、『危機管理システム』、及び、『監査役監査の環境整備』からなる展開システムごとに責任部署を定め、グループを横断する規程を定めています。重要な事項については、取締役会及び監査役に報告しています。
 - ・特に、財務報告の信頼性の確保の面では、経理業務の適正を確保するために、『グループ経理規程』を定め、グループ各社の経理業務を統制しています。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するために、財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況に対する評価と開示の体制を整備しています。
 - ・『YOKOGAWAグループ内部統制システム』の有効性に関する内部監査は、『グループ経営監査規程』に基づき、内部監査担当部署が実施し、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。
 - ・監査役は、グループ会社における重要事項の決定について、直接または当該グループ会社の監査役から情報を入手し、確認することができることとしています。
6. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・内部監査担当部署がリスク管理部署として、リスクを抽出・分析し、改善を提言するとともに、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。
 - ・危機事象に対する対応を、『危機管理規程』として定めています。代表取締役社長が危機管理本部長として、危機事象が発生した時の情報伝達と指揮命令を統制し、人的な安全の確保及び経済的な損失の最小化を図ります。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、以下に定める事項を監査役に報告することとしています。
 - (a)法令・定款違反に関する事項
 - (b)内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (c)会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事項
 - (d)意思決定に関する重要な事項
 - (e)経営状況に関する重要な事項
 - (f)内部通報制度による通報状況に関する事項
 - (g)その他、コンプライアンスに関する重要な事項
8. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・代表取締役社長、内部監査担当部署、企業倫理担当部署、会計監査人との定期的な意見交換の場を提供しています。また、取締役、重要な使用人からヒアリングを実施できる機会と環境を提供しています。
 - ・必要に応じて、外部の専門家を任用することができることとしています。
9. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役室を設置し、専任者を含む人員を置いています。
10. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役室の人員に関する人事異動は、監査役に事前に了解を求めています。
 - ・監査役室の人員に関する人事評価は、取締役会が指名する監査役が行うこととしています。

1. 買収防衛に関する事項

1. 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、公開会社である株式会社の支配権の移転を伴う提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、会社や株主に対して、買付に係る提案内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み不十分又は不相当であるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業理念・長期経営構想

当社グループは、企業理念を「YOKOGAWAは 計測と制御と情報をテーマに より豊かな人間社会の実現に貢献する YOKOGAWA人は良き市民であり 勇気を持った開拓者であれ」と定め、産業社会へのさらなる貢献を目指してまいりました。この理念のもとに、中長期的な視点から企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化することが企業としての使命であると考え、長期経営構想VISION-21 & ACTION-21を掲げて、「健全で利益ある経営」の実現を目指しております。

2006年度からは2010年度を第2のマイルストーンとする取組みをスタートしております。全世界のYOKOGAWAグループ「One Global YOKOGAWA」が、真に連結された経営で経営効率を飛躍的に向上させ、最高の技術「Leading Edge Technology」をもって、お客様の視点で課題解決「Customer Centric Solutions」することで、「健全で利益ある経営」を実現し、企業価値の向上を図ってまいります。

(2) コーポレートガバナンスの強化

当社グループでは、健全で持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの社会的信頼にこたえていくことを企業経営の基本的使命と位置づけ、「健全で利益ある経営」を実現するための重要施策として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社取締役会では、当社グループの事業に精通した取締役と、独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めています。また、社外監査役を含む監査役による監査を通して、取締役の業務の適法性、効率性、意思決定プロセスの妥当性等を厳正に監視・検証し、経営に対する監査機能の充実に努めています。

当社グループでは、コンプライアンスの基本原則を『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定めており、取締役が率先して企業倫理の遵守と浸透にあたっています。また、財務報告の信頼性の確保及び意思決定の適正性の確保などを含めた『YOKOGAWAグループ内部統制システム』を定めており、当社グループの業務が適正かつ効率的に実施されることを確保するための内部統制システムとして整備しています。

さらに、コンプライアンスを徹底するため、内部監査部署が年間計画に基づき内部監査を実施し、重要な事項について取締役会及び監査役に報告しています。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み<買収防衛策>

当社は、平成21年4月28日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続導入の件」(以下「本プラン」といいます。))について決議し、平成21年6月29日開催の当社第133回定時株主総会において議案として上程し、承認をいただいております。本プランの概要は以下のとおりです。

なお、本プランの全文は、インターネット上の当社ホームページの平成21年4月28日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続導入について」

(当社ホームページアドレス: <http://www.yokogawa.co.jp/cp/ir/pdf/20090428-01-ja.pdf>)に掲載しております。

(1) 本プランの概要

(A) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為又はその提案(以下「買付等」といいます。))が行われる場合に、買付等を行う者又はその提案者(以下併せて「買付者等」といいます。))に対し、事前に当該買付者等及び当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、また、株主の皆様当社取締役会の計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉等を行う場合の手続を定めています。

(B) 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等の行為が、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合には、当社は、当社取締役会決議により、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき、買付者等が原則として権利行使できない新株予約権1個の割合で、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))を無償で割り当てます。本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式の数は1株とします。

(C) 取締役会の恣意的判断を排除するための独立委員会の設置

本プランの発動等の運用に当たり、取締役会の恣意的判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するために、公正・客観的な判断を行い、取締役会に本プランの発動の是非を勧告する機関として、独立性の高い社外取締役3名及び社外有識者3名の計6名の下記記載の委員により構成される独立委員会を本プラン継続導入時に設置します。

<独立委員会の委員>

社外取締役 内藤 正久((財)日本エネルギー経済研究所 理事長)
社外取締役 棚橋 康郎(新日鉄ソリューションズ(株) 元代表取締役会長)
社外取締役 勝俣 宣夫(丸紅(株) 取締役会長)
社外有識者 若杉 敬明(東京経済大学 経営学部 教授)
社外有識者 中村 直人(中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士)
社外有識者 北川 哲雄(青山学院大学大学院 国際マネジメント研究科 教授)

(D) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約2分の1まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(A) 対象となる買付等

当社は、本プランに基づき、下記(ア)又は(イ)に該当する買付等がなされたときに、本プランに定める手続に従い本新株予約権の無償割当てを実施いたします。

(ア) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

(イ) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(B) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、上記(2)(A)に定める買付等を行う買付者等に対し、当社の定める書式による買付説明書(以下「買付説明書」といいます。)及び買付者等の買付内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)に関する質問書を、速やかに送付します。

買付者等には、買付等の実行に先立ち、原則として、買付説明書及び本必要情報を、買付者等が当社からこれら送付資料を受領した日から起算して、10営業日以内に当社取締役会宛てに提出していただきます。

当社取締役会から買付説明書及び本必要情報を送付された独立委員会は、買付者等から提出された買付説明書又は本必要情報が買付内容の検討を行う情報として不十分であると判断した場合、買付者等から当初提供された買付説明書を受領した日から起算して60日を上限として独立委員会が指定する期間(以下「情報提供期間」といいます。)内に、本必要情報を追加提出することを、買付者等に対して要請でき、買付者等はこれに従うものとします。但し、独立委員会は、情報提供期間満了日においても、本必要情報が不十分であると判断する場合、必要に応じて更に30日を上限として情報提供期間を延長できるものとします。

独立委員会は、買付者等から提出された買付説明書及び本必要情報が買付内容の検討を行うのに必要十分な情報であると判断した場合又は情報提供期間が満了した場合、買付者等に情報提供が完了した旨の通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)を送送するとともに、当社は買付者等に情報提供完了通知を送付した旨を速やかに株主に対し情報開示します。

(C) 情報提供完了通知発送後の独立委員会による検討及び判断

独立委員会は、情報提供完了通知の発送後60日を上限として、当社取締役会に対して、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求します。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から提供された情報を受領してから、最長60日間を上限として、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等及び当社取締役会の提供する代替案の検討を行います。

独立委員会は、当該買付者等による買付等が本プラン発動要件のうち(a)本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合に該当する場合、又は、上記検討の結果、本プラン発動要件のうち(b)当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合、(c)強圧的二段階買付、(d)買付け等の条件が中長期的な当社の企業価値との比較において不十分又は不適当な買付け等である場合のいずれか1つの要件に該当し、本プランに基づく新株予約権の無償割当ての実施が相当であると判断した場合、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。(b)~(d)の場合、独立委員会は、株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、新株予約権の無償割当ての実施に関して事前に株主総会の承認を得べき旨の留保を付すことができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(3) 本プランの合理性

(A) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

(B) 株主意思を重視するものであること(サンセット条項)

本プランの有効期間は、平成23年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの2年間といたします。また、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

(C) 独立性の高い社外取締役等の判断の重視と情報開示

取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

実際に当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、本プランに基づく独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。このように、独立委員会によって、取締役が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示するものであり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(D) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(E) 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含みます。)の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

(F) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、新しい株主構成のもとで選任された取締役で構成される取締役会によって、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型(取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

